

## 日本国文部科学省とフィジー共和国青年・スポーツ省との間の スポーツ分野における協力覚書

日本国文部科学省とフィジー共和国青年・スポーツ省（以下個別に「一方」と言い、総称して「双方」と言う）は、

二国間の友好関係を促進・強化する必要性を認識し、

双方間の交流や協力を促進することを目的として、

両国間での互惠主義と相互利益に基づいて、学校体育及びスポーツの分野における協力を促進することを目指して、

以下のとおり認識を共有した。

### 第1項 目的

双方は、協力覚書（以下「本覚書」という）の内容と各国で随時施行される法律、規則、規制及び国の政策に従って、平等と相互利益に基づき、スポーツプログラム、学校体育カリキュラム及び活動の発展における技術支援を助長、促進、及び強化することを決定する。

### 第2項 協力分野

各国における本案件を担当する双方は、以下について必要な措置をとるよう努める。

- a) 学校体育、スポーツ開発及びスポーツ応用科学の分野におけるスポーツ代表団、熟練者、指導者及び専門家の交流に貢献する。
- b) 学校体育とスポーツに関する文書、参考文献及び方法論についての資料を通して、情報交換を促進する。
- c) 以下を含む活動の発展を通して、各国のスポーツのレベル向上に貢献する。

- i アスリート向けのハイパフォーマンスとトレーニングプログラム
- ii スポーツ施設及び用具
- iii 指導者や専門家の編成と能力向上
- iv スポーツ科学、スポーツ医学及びプログラム・マネジメント
- v スポーツ・フォー・オール
- vi アンチ・ドーピング・コントロール
- vii スポーツ・マネジメント及びリーダーシップ
- viii サービス貿易としてのスポーツの発展及びその発展のためのインフラ整備
- ix スポーツ及びスポーツ科学における技術支援と付随プログラム

### 第3項 実施

各々は自国におけるプログラム及び活動の調整及び実施に責任を持ち、本覚書に含まれる範囲の協力のために可能な限りの措置を効果的に実施する。

### 第4項 財政措置

本覚書の枠組みにおける協力の範囲内で要する経費に伴う財政措置は、第2項に記される特定分野を含むよう、利用可能な資金及び要員に従って、ケース・バイ・ケースにより、双方によって協議される。

### 第5項 知的財産権の保護

1. 知的財産権は、各国の国内法（日本及びフィジーの法律）、規則及び規制並びに両国が締約国である国際約束に準拠して保護される。
2. 双方の名前、ロゴ及び／又は公式エンブレムは、いかなる出版物、文献及び／又は書類においても他方からの事前の書面による承認なしには使用することができない。
3. 上記1にかかわらず、技術開発並びに商品及びサービス向上に関する知的財産権については、以下のとおりとする。
  - a) 双方が共同で実行したものである場合、又は双方が共同の活動を通じて得られた研究成果である場合、双方間で協議された条件に従って双方で共有される。
  - b) 単独・個別に実行したものである場合、又は単独・個別の活動を通じて得られた研究成果である場合、関わった一方により単独で所有される。

4. 双方は、本覚書に含まれる知的財産権について、その所有又は使用の権利の全て又は一部を他方に譲渡又は許可できる。この譲渡又は許可は文書により行われ、事前に他方からの書面による承認を必要とする。

#### 第6項 秘密保持

1. 各々は、本覚書における協力の実施期間中に、他方より受領又は他方へ提供した、書類、情報、その他のデータ、及び本覚書の下で作成した書類の秘密性を遵守する。
2. 本覚書の終了にかかわらず、本項の内容は双方により尊重され続ける。

#### 第7項 停止

各々は国家の安全、国益、公の秩序、又は公衆衛生を理由に、本覚書の下での協力の実施を全て又は一部において、一時的に停止することができる。停止は外交上の経路を通じて他方へ通知され次第適用される。

#### 第8項 修正及び変更

1. 一方は他方に、本覚書の全て又は一部の修正又は変更を書面で要請することができる。
2. 双方の同意による修正又は変更は、双方の文書の交換により確認される。
3. 双方の決定による修正又は変更は、書面化され、本覚書の一部となる。
4. 修正又は変更は、双方によって決定された日から開始する。

#### 第9項 紛争の解決

本覚書のいかなる項の解釈又は実施に関する双方間のいかなる相違又は疑義も、第三者や国際裁判所に付託することなく、双方間で外交上の経路を通じ、相互に協議や交渉を行うことにより、友好的に誠意をもって解決される。

#### 第10項 開始、期間及び終了

1. 本覚書の下での協力の期間は5年間であり、下記の署名日から開始する。本覚書の期間の変更については、双方により書面にて了承される。本覚書における協力の延長は双方間の協議を通じて、書面により決定される。

2. 本項にかかわらず、一方は他方に外交上の経路を通じて、終了予定日の3か月以上前までに書面によりその意向を通知することにより、本覚書の下での協力を終了させることができる。

3. 本覚書の下での協力の終了は、本覚書の下での協力の終了日以前に双方により展開された継続中のプロジェクトやプログラムの実施に影響を与えない。

#### 第11項 法的効力

双方は、本覚書が法的拘束力を持つものではないが、本覚書に定められた事項、条件及び責任を遵守することを妨げるものではないことを認識する。

#### 第12項 信義誠実

1. 双方は、互いに接する際に誠実に、かつ本覚書に定められた事項、条件及び責任に沿って行動する。
2. 双方は、本覚書の下に定められたすべての事項について、それぞれの責任の効果的かつ効率的な実施を確保するよう連絡する。

#### 第13項 その他

本覚書に定められない活動に関する他の事項は、双方の協議によって解決される。

#### 第14項 責任者

一方は、自身の連絡に関する費用を負担する。本覚書の全ての連絡は次の者が担う。

(1) 日本国文部科学省

郵便番号 100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話番号 : +81-3-6734-3950

FAX : +81-3-6734-3793

(2) フィジー青少年スポーツ省

青少年スポーツ省

私書箱 2448 スバ ゴードン通り 2 ナソコハウス政府ビル

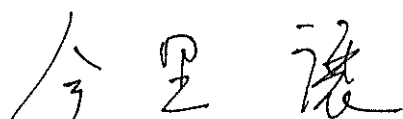
電話番号：(649)3315960

FAX：(649)3305348

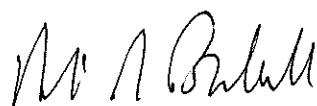
各政府より適切に任命され権限の与えられた者が署名を行う。

2017年10月20日に、東京において、法的拘束力を持たない日本語及び英語による文書に二通ずつ計四通署名され、全ての文書は同等の価値を有する。いずれかの文書間において解釈の齟齬がある場合には、英語による文書による。

日本国文部科学省のために

Handwritten signature in Japanese characters, appearing to read "今里 環" (Imari Tamaki).

フィジー共和国青年・スポーツ省のために

Handwritten signature in English, appearing to read "M. A. Bululu".